

3 裁判所の利用

労使のトラブルを解決する裁判所の手続きには、様々なものがあります。各手続きにはそれぞれ特徴があり、トラブルの実情を踏まえ、どの手続きを利用するのが良いのかを十分に検討することが大切です。

(1) 労働審判制度(地方裁判所)

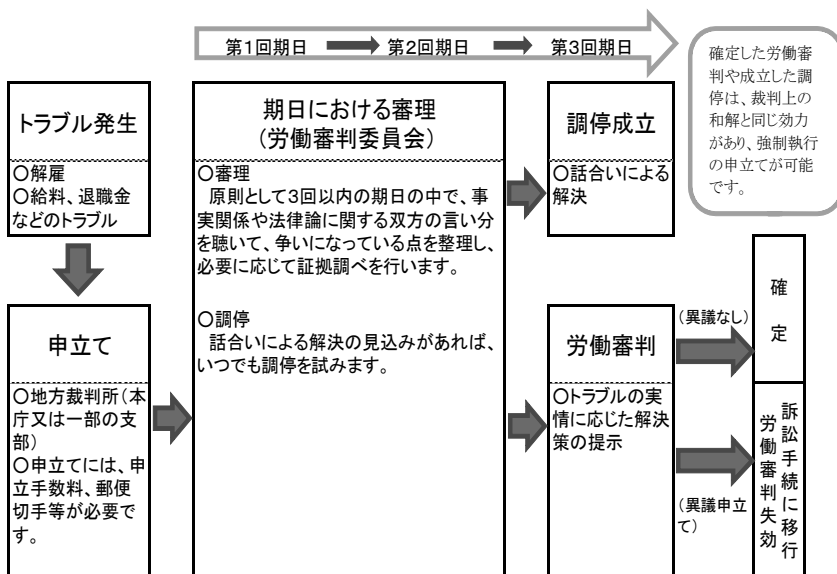
労働審判は、原則として3回以内の期日で迅速、中立かつ公正な立場で解決する事を目的とし、労働審判官(裁判官)1名と、労働関係の専門家である労働審判員2名で組織する労働審判委員会が審理し、話し合いによる解決(調停)を試みます。

調停がまとまらない場合には、事案に応じた解決をするための判断(労働審判)をします。なお、審判に対する異議申し立てがあれば訴訟に移行します。

この制度を利用するにあたっては、的確な主張、立証を行うことが重要で、専門家である弁護士に依頼する事が望ましいと思われます。

※労働審判事件申立て:福岡地方裁判所、福岡地裁小倉支部。

<労働審判手続の流れ>



(2) 少額訴訟

60万円以下の金銭支払い請求に限り、簡易裁判所で原則として1回だけの審理で結論が出せる訴訟手続きです。

自分一人でも手続きできますが、原告側が争点整理や書類の準備を行う必要があります、詳細は裁判所に相談するとよいでしょう。

(3) 支払督促

金銭の支払いだけを求める場合に利用できる手続きで、簡易裁判所の所管です。「支払督促申立書」に必要事項を書いて提出すれば、裁判所は申立者の言い分(書類の審査)だけで、支払い督促を出します。

相手方から異議申し立てがなければ、確定判決と同じ強制力を持つこととなります。

相手が異議申し立てをすれば本訴(通常訴訟)に移行しますが、この時点で支払督促を取り下げすれば、本訴に移行することはありません。

(4) 民事調停

裁判官と調停委員が、当事者の間に入って、お互いの事情を聞き、簡易な事案から複雑困難な事案まで、実情に応じた話し合いによる解決を図る手続きで、簡易裁判所の所管です。

お互いが納得できなければ、調停案を受け入れる必要はなく裁判所も強制的に受け入れさせることはできません。

手続きが簡易で、訴訟に比べると費用も安く、特別の法律知識がなくても自分一人で行うことができます。

(5) 本訴(通常訴訟)

調停や他の方法で解決できない時、最後の手段として訴訟の選択ということになります。裁判所で証拠を調べて、裁判官が判断し命令することで、強制的に解決を図るもので、一般的には弁護士を立てて争うことになり、費用対効果の検討が必要でしょう。

- ◆主な関係条文: 労働審判法2条、9条、15条、21条、22条
労働審判規則18条、22条
民事訴訟法368条、386条